

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月25日

【中間会計期間】 第18期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 株式会社ラ・アトレ

【英訳名】 L' attrait Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岡 本 英

【本店の所在の場所】 東京都港区南麻布四丁目11番30号

【電話番号】 03-5449-2121

【事務連絡者氏名】 取締役管理統括本部長 栗 林 徹

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南麻布四丁目11番30号

【電話番号】 03-5449-2121

【事務連絡者氏名】 取締役管理統括本部長 栗 林 徹

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期中	第17期中	第18期中	第16期	第17期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (千円)	2,395,948	4,523,490	4,225,190	6,260,706	8,452,229
経常利益 (千円)	116,373	344,262	267,349	380,132	555,232
中間(当期)純利益 (千円)	69,240	207,184	157,918	232,690	356,842
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	150,975	294,325	316,215	150,975	315,115
発行済株式総数 (株)	7,824	16,788	19,552	15,648	19,512
純資産額 (千円)	601,277	1,255,017	1,581,984	764,727	1,446,256
総資産額 (千円)	4,937,199	6,175,248	11,750,092	5,656,767	9,447,639
1株当たり純資産額 (円)	76,850.41	74,737.89	80,911.67	48,870.61	74,121.38
1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	11,176.84	12,716.94	8,092.17	16,604.12	21,201.53
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)	—	10,562.54	7,863.30	—	18,060.68
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	250	1,250
自己資本比率 (%)	12.2	20.3	13.5	13.5	15.3
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	33,715	△ 706,671	△2,164,529	714,702	△2,746,399
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△21,323	△ 11,428	△72,266	△ 70,998	△808,334
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	216,993	837,393	2,431,347	74,071	3,422,465
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高 (千円)	603,890	1,211,575	1,154,564	1,092,281	960,013
従業員数 (名)	39	51	62	40	50

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

4 純資産額の算定にあたり、第17期中より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

5 第16期中、第16期における潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、新株予約権及び新株引受権の残高はありますが、当社株式が非上場であり、期中平均株価の把握が困難なため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の関係会社となりました。これは、今期より取り組んでいる不動産証券化事業を行う目的で設立されたものであります。なお、本書提出日現在で、活動実績が無いため連結対象にしておりません。

名称	住所	資本金又は出資金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
L. A. ONE 有限責任事業組合	東京都港区	100	不動産の取得、保有及び処分	33	役員の兼任 1名
L. A. ONE 有限責任中間法人	東京都港区	4,000	不動産の流動化取引	100	基金の拠出

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成19年9月30日現在

従業員数(名)	62
---------	----

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。なお、臨時従業員数は、その総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。
- 2 従業員数が当中間会計期間において12名増加しておりますが、これは事業拡大に伴う人員増強によるものです。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておりましたが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

① 全般的概況

当中間会計期間における売上高は、4,225百万円（前年同期比6.6%減）、営業利益386百万円（同14.8%減）、経常利益267百万円（同22.3%減）、中間純利益157百万円（同23.8%減）となりました。

また、期首公表（平成19年5月14日）中間期の業績予想に対しては、売上高に対する達成率は100.1%、営業利益同101.3%となりましたが、経常利益は同95.8%、中間純利益は同96.3%となり、売上高、営業利益は業績予想を上回ったものの、経常利益及び当期純利益は、中間期の業績予想をわずかに下回りました。

② 部門別概況

a. 不動産販売事業

不動産販売事業では、昨年の株式上場を機に知名度、信頼性が向上した結果、ラ・アトレブランドが周知され、マンション市場の活況を背景として、物件の販売の順調な推移に加えて、仕入物件情報も大幅に増加し、より厳選した優良物件の仕入が可能となりました。

この結果、販売物件の取得を推進したことにより、当中間期におけるたな卸資産は8,589百万円（前事業年度末比44.0%増）となりました。

尚、当社の主要な事業である不動産販売事業（再生不動産事業及び新築不動産事業）における売上高は、引渡し基準を採用しており、物件の引渡しをもって売上高に計上しております。また、当社は、例年物件の引渡し下期に集中する傾向があります。

・再生不動産事業

リニューアルマンション販売業務において中古マンションを50戸、インベストメントプロジェクト業務において収益ビル1棟を引渡すことで、売上高1,599百万円（前年同期末比34.7%減）となりました。

また、再生不動産の仕入については、都心部を中心とする地価上昇傾向を見越して、需要の高い人気エリアや、高額物件の仕入を重点的に行い、中古マンション（リニューアルマンション）及び、賃貸中の一棟物件（インベストメントプロジェクト）の取得に注力しました。

・新築不動産事業

デベロップメント業務において、「ラ・アトレ綱島EAST」（横浜市港北区）26戸、「ラ・アトレ梅島」（東京都足立区）7戸、ランドプロジェクト業務において、「浦和区常盤PJ」（さいたま市浦和区）、「田園調布ⅡPJ」、「田園調布ⅢPJ」（東京都大田区）、新築マンション販売業務においては、「グラーブ南林間」（神奈川県大和市）8戸を引渡すことで、売上高2,268百万円（前年同期比29.0%増）となりました。

b. 不動産管理事業

不動産管理事業では、インベストメントプロジェクト業務により当中間会計期間に取得した

販売用不動産「自由が丘グリーンハウス」（東京都世田谷区）「パンドラマンション」（茨城県水戸市）「萬ビル」（東京都豊島区）「上野毛ニューコーポ」（東京都世田谷区）「自由が丘インベストメントPJ」（東京都世田谷区）、リニューアル販売業務により取得した「南生田アメニティホーム」（川崎市多摩区）9戸、「藤和横浜下永谷ホームズ」（横浜市港南区）50戸、前期取得した「藤ビル川崎（収益用固定資産）」（川崎市川崎区）などにより当中間会計期間の受取家賃は前中間会計期間と比べ増加しました。これにより当事業の売上高が241百万円（前年同期比46.5%増）となりました。

c. ゴルフ会員権事業

当中間期は、引き続きITを活用した少数精鋭戦略により、販売件数40件、売上高85百万円（前年同期比32.1%減）となりました。

d. その他

当中間期は、売上高30百万円（前年同期比13.7%増）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ194百万円増加し、1,154百万円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

① 営業活動によるキャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における営業活動による主な収入は、売上債権の減少535百万円、税引前中間純利益267百万円であります。また、主な支出としては、たな卸資産の増加2,624百万円があげられます。

これらの結果、営業活動によるキャッシュ・フローは2,164百万円の減少となりました（前年同期は706百万円の減少）。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間における投資活動による主な収入は、定期預金の払戻しによる収入48百万円、積立預金の払戻しによる収入19百万円です。また、主な支出としては、定期預金の預入による支出55百万円、積立預金の預入による支出38百万円となりました。

これらの結果、投資活動によるキャッシュ・フローは72百万円の減少となりました(前年同期は11百万円の減少)。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間会計期間における財務活動による主な収入は、長期借入金による収入2,682百万円、短期借入金の増加1,187百万円によります。また、主な支出としては、長期借入金の返済による支出1,828百万円です。

これらの結果、財務活動によるキャッシュ・フローは2,431百万円の増加となりました(前年同期は837百万円の増加)。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 受注実績

当中間会計期間における不動産販売事業の受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
不動産販売事業	3,912,814	87.7	250,384	143.2

(注) 受注高及び受注残高については、契約時点での売上計上予定金額であり、契約時から引き渡しの間で、契約内容に変更等が出た場合、実際の売上計上金額と差異が出る可能性があります。

(3) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前年同期比(%)
不動産販売事業 (千円)	3,867,954	92.0
不動産管理事業 (千円)	241,693	146.5
ゴルフ会員権事業 (千円)	85,166	67.9
その他事業 (千円)	30,376	113.7
合計 (千円)	4,225,190	93.4

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前中間会計期間		当中間会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株式会社クロストラスト	—	—	976,295	23.1

(注) 2 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、計画中又は実施中の重要な設備の新設、除去等はありません。また、当中間期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除去等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	62,592
計	62,592

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	19,552	19,552	大阪証券取引所 (ニッポン・ニュー ・マーケット 「ヘラクレス」)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式
計	19,552	19,552	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規程に基づき発行した新株予約権
平成15年6月23日定時株主総会決議(平成15年12月17日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	7	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1、4)	28	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注2、4)	45,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月24日から平成25年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 45,000 資本組入額 22,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数は調整されます。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち当該時点で権利行使がなされていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合併、株式交換又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整します。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合には、次の算式によって払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行による公募増資の場合、新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使によるものを除く)には次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} + 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」には当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に読み替えるものとします。

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事由が生じたときは、合併、株式交換又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整します。

- 3 新株予約権の行使の条件

- (1) 権利行使時点において当社取締役、監査役又は従業員の地位を有していることを要します。但し、任期満了による退任、定年による退職又はその他取締役会において認められた正当な理由がある場合はこの限りではありません。

- (2) 新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という。)が死亡した場合は、相続は認められません。但し、業務上にかかる原因で新株予約権者が死亡した場合に限り、取締役会の決議を条件としてその相続人が権利を行使できます。
- (3) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と対象取締役及び従業員との間で締結する新株予約権付与契約において定めております。
- 4 平成17年11月14日開催の取締役会決議により、平成17年12月10日付で1株を2株に分割しております。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額は、これによる調整後のものであります。

平成15年6月23日定時株主総会決議(平成16年3月15日取締役会決議)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	177	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注1、4)	708	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注2、4)	55,000	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月24日から平成25年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注4)	発行価格 55,000 資本組入額 27,500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 新株予約権を発行する日(以下「発行日」という。)以降に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数は調整されます。但し、かかる調整は本件新株予約権のうち当該時点で権利行使がなされていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降に当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合等、株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、合併、株式交換又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整します。

- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合には、次の算式によって払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行後当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行による公募増資の場合、新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第341条ノ8の規定に基づく新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使によるものを除く)には次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} + 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」には当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の株価」を「処分前の株価」に読み替えるものとします。

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、当社が他社と株式交換を行い完全親会社となる場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とする事由が生じたときは、合併、株式交換又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整します。

3 新株予約権の行使の条件

- (1) 権利行使時点において当社取締役、監査役又は従業員の地位を有していることを要します。但し、任期満了による退任、定年による退職又はその他取締役会において認められた正当な理由がある場合はこの限りではありません。
 - (2) 新株予約権を付与された者(以下「新株予約権者」という。)が死亡した場合は、相続は認められません。但し、業務上にかかる原因で新株予約権者が死亡した場合に限り、取締役会の決議を条件としてその相続人が権利を行使できます。
 - (3) その他の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と対象取締役及び従業員との間で締結する新株予約権付与契約において定めております。
- 4 平成17年11月14日開催の取締役会決議により、平成17年12月10日付で1株を2株に分割しております。新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額は、これによる調整後のものであります。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成19年 6月 30日 (注) 1	4	19,516	110	315,225	110	259,523
平成19年 9月 30日 (注) 1	36	19,552	990	316,215	990	260,513

(注) 1. 第2回新株予約権の行使による増加。

(5) 【大株主の状況】

平成19年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
岡本 英	東京都世田谷区	8,238	42.13
自見 信也	東京都目黒区	1,016	5.20
昭栄電気工具(株)	東京都大田区田園調布南30-8	984	5.03
小林 英夫	東京都小平市	524	2.68
小菅 英雄	東京都大田区	502	2.57
株式会社メティウスフーズ	東京都千代田区平河町1-9-3	480	2.45
河野 信之	東京都調布市	374	1.91
生田 正剛	鳥取県日野郡日野町	312	1.60
ラ・アトレ社員持株会	東京都港区南麻布4-11-30	269	1.38
岡村 隆	千葉県船橋市	260	1.33
計	—	12,959	66.28

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成19年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,552	19,552	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	19,552	—	—
総株主の議決権	—	19,552	—

② 【自己株式等】

平成19年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	247,000	243,000	261,000	247,000	201,000	170,000
最低(円)	215,000	195,000	233,000	200,000	135,000	137,000

(注) 株価は、大阪証券取引所市場(ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」)におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、前中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成11年大蔵省令第24号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高等から見て、当企業集団の財政状態および経営成績に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、中間連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	—%
利益基準	—%
利益剰余金基準	—%

*会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金	※2	1,403,125		1,384,774		1,165,571	
2 受取手形		—		—		540,000	
3 売掛金		12,077		9,598		4,892	
4 たな卸資産	※2	3,870,154		8,589,245		5,964,513	
5 その他		107,048		158,737		174,470	
貸倒引当金		△20		△15		△237	
流動資産合計		5,392,386	87.3	10,142,341	86.3	7,849,210	83.1
II 固定資産							
1 有形固定資産	※1						
(1) 建物	※2	228,631		586,847		593,504	
(2) 土地	※2	455,880		925,393		922,141	
(3) その他		1,626		1,080		1,227	
計		686,138		1,513,321		1,516,873	
2 無形固定資産		5,241		2,362		2,435	
3 投資その他の資産		91,481		81,189		79,120	
固定資産合計		782,862	12.7	1,596,873	13.6	1,598,429	16.9
III 繰延資産		—	—	10,877	0.1	—	—
資産合計		6,175,248	100.0	11,750,092	100.0	9,447,639	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形		269,744		364,350		714,656	
2 買掛金		113,921		74,395		69,385	
3 短期借入金	※2	1,522,800		2,822,500		1,635,100	
4 1年以内返済予定 長期借入金	※2	284,915		1,182,944		1,440,390	
5 未払法人税等		149,943		114,663		108,889	
6 賞与引当金		2,400		5,500		3,200	
7 その他	※2,3	169,324		275,606		348,413	
流動負債合計		2,513,050	40.7	4,839,959	41.2	4,320,035	45.7
II 固定負債							
1 社債	※2	273,000		615,000		110,000	
2 長期借入金	※2	2,033,354		4,439,751		3,327,724	
3 退職給付引当金		17,848		17,720		19,034	
4 その他		82,977		255,674		224,588	
固定負債合計		2,407,180	39.0	5,328,147	45.3	3,681,347	39.0
負債合計		4,920,230	79.7	10,168,107	86.5	8,001,383	84.7
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		294,325	4.8	316,215	2.7	315,115	3.3
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		238,305		260,513		259,413	
資本剰余金合計		238,305	3.8	260,513	2.2	259,413	2.8
3 利益剰余金							
(1) その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		722,069		1,005,256		871,727	
利益剰余金合計		722,069	11.7	1,005,256	8.6	871,727	9.2
株主資本合計		1,254,699	20.3	1,581,984	13.5	1,446,256	15.3
II 新株予約権		318	0.0	—		—	
純資産合計		1,255,017	20.3	1,581,984	13.5	1,446,256	15.3
負債及び純資産合計		6,175,248	100.0	11,750,092	100.0	9,447,639	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
I 売上高		4,523,490	100.0	4,225,190	100.0	8,452,229	100.0			
II 売上原価		3,636,691	80.4	3,383,959	80.1	6,849,295	81.0			
売上総利益		886,798	19.6	841,231	19.9	1,602,933	19.0			
III 販売費及び一般管理費		433,896	9.6	455,188	10.8	862,460	10.2			
営業利益		452,902	10.0	386,042	9.1	740,473	8.8			
IV 営業外収益	※1	453	0.0	1,440	0.0	1,777	0.0			
V 営業外費用	※2	109,094	2.4	120,133	2.8	187,017	2.2			
経常利益		344,262	7.6	267,349	6.3	555,232	6.6			
VI 特別利益	※3	6,809	0.2	422	0.0	57,518	0.7			
VII 特別損失	※4	571	0.0	—	—	5,892	0.1			
税引前中間(当期) 純利益		350,499	7.8	267,771	6.3	606,859	7.2			
法人税、住民税 及び事業税		146,598		111,558		252,566				
法人税等調整額		△3,282	143,315	3.2	△1,705	109,853	2.6	△2,550	250,016	3.0
中間(当期)純利益		207,184	4.6	157,918	3.7	356,842	4.2			

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
平成18年3月31日残高(千円)	150,975	94,955	518,796	764,727	318	765,045
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	143,350	143,350		286,700		286,700
剰余金の配当(注)			△3,912	△3,912		△3,912
中間純利益			207,184	207,184		207,184
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)					—	—
中間会計期間中の変動額合計(千円)	143,350	143,350	203,272	489,972	—	489,972
平成18年9月30日残高(千円)	294,325	238,305	722,069	1,254,699	318	1,255,017

(注) 平成18年6月29日の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成19年3月31日残高(千円)	315,115	259,413	871,727	1,446,256	1,446,256	
中間会計期間中の変動額						
新株の発行	1,100	1,100	—	2,200	2,200	
剰余金の配当	—	—	△24,390	△24,390	△24,390	
中間純利益	—	—	157,918	157,918	157,918	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	
中間会計期間中の変動額合計(千円)	1,100	1,100	133,528	135,728	135,728	
平成19年9月30日残高(千円)	316,215	260,513	1,005,256	1,581,984	1,581,984	

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成18年3月31日残高(千円)	150,975	94,955	518,796	764,727	318	765,045
事業年度中の変動額						
新株の発行	164,140	164,458	—	328,598	—	328,598
剰余金の配当	—	—	△3,912	△3,912	—	△3,912
当期純利益	—	—	356,842	356,842	—	356,842
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	△318	△318
事業年度中の変動額合計(千円)	164,140	164,458	352,930	681,528	△318	681,210

平成19年3月31日残高(千円)	315,115	259,413	871,727	1,446,256	—	1,446,256
------------------	---------	---------	---------	-----------	---	-----------

④ 【中間キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税引前中間(当期)純利益		350,499	267,771	606,859
2 減価償却費		4,809	14,261	16,664
3 貸倒引当金の増減額		571	△ 422	3,879
4 退職給付引当金の増減額		972	△ 1,313	2,158
5 賞与引当金の増減額		833	2,300	1,633
6 受取利息及び受取配当金		△ 254	△ 1,006	△ 845
7 支払利息		53,969	94,145	118,574
8 社債利息		1,414	5,970	3,783
9 株式交付費		5,126	159	5,278
10 社債発行費		12,218	6,523	12,218
11 売上債権の増減額		△ 6,481	535,294	△ 539,296
12 たな卸資産の増減額		△ 364,896	△ 2,624,732	△ 2,421,029
13 仕入債務の増減額		△ 406,290	△ 345,296	△ 5,915
14 未払消費税等の増減額		△ 4,088	16,881	△ 12,894
15 その他		△ 183,634	108,996	△ 152,330
小計		△ 535,230	△ 1,920,465	△ 2,361,261
16 利息及び配当金の受取額		190	1,006	781
17 利息の支払額		△ 52,738	△ 110,887	△ 120,327
18 支払手数料の支払額		—	△ 28,127	—
19 法人税等の支払額		△ 118,893	△ 106,055	△ 265,592
営業活動による キャッシュ・フロー		△ 706,671	△ 2,164,529	△ 2,746,399

区分	注記 番号	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度の 要約キャッシュ・ フロー計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 定期預金の預入による支出		△ 48,969	△ 55,009	△ 128,053
2 定期預金の払戻による収入		42,962	48,970	116,033
3 積立預金の預入による支出		△ 51,112	△ 38,817	△ 89,023
4 積立預金の払戻による収入		35,105	19,803	105,522
5 有形固定資産の取得による支出		—	△ 42,293	△ 1,086,699
6 有形固定資産の売却による収入		—	—	287,808
7 無形固定資産の売却による収入		19	—	19
8 貸付けによる支出		△ 300	△ 1,500	△ 300
9 貸付金の回収による収入		10,415	376	12,134
10 関係会社出資金による支出		—	△ 4,100	—
11 その他		451	302	△ 25,776
投資活動による キャッシュ・フロー		△ 11,428	△ 72,266	△ 808,334
III 財務活動による キャッシュ・フロー				
1 短期借入金の純増減額		589,000	1,187,400	701,300
2 長期借入れによる収入		1,413,800	2,682,600	4,502,500
3 長期借入金の返済による支出		△ 1,590,849	△ 1,828,018	△ 2,229,705
4 社債の発行による収入		157,781	582,598	157,781
5 社債の償還による支出		△ 10,000	△ 171,500	△ 28,500
6 株式の発行による収入		281,573	2,040	323,001
7 配当金の支払額		△ 3,912	△ 23,773	△ 3,912
財務活動による キャッシュ・フロー		837,393	2,431,347	3,422,465
IV 現金及び現金同等物の増減額		119,293	194,551	△ 132,268
V 現金及び現金同等物の 期首残高		1,092,281	960,013	1,092,281
VI 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		1,211,575	1,154,564	960,013

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月 30日)	前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月 31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原 価法又は償却原価法 (2) デリバティブ 時価法 (3) たな卸資産 個別法に基づく原価法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同左 (2) デリバティブ — (3) たな卸資産 同左	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 同左 (2) デリバティブ 時価法 (3) たな卸資産 同左
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 (ただし、平成10年 4 月 1日以降に取得した建 物については、定額法を 採用しております。) なお、主な耐用年数は 以下のとおり 建物 10～40年 構築物 13年 工具器具備品 3～20年 —	(1) 有形固定資産 同左 (会計方針の変更) 法人税法の改正（（所得稅 法等の一部を改正する法律 平成19年 3月 30日 法律第 6 号）及び（法人税法施行令の 一部を改正する政令 平成19 年 3月 30日 政令第83号） に伴い、平成19年 4月 1日 以降に取得したものについて は、改正後の法人税法に基づ く減価償却の方法に変更して おります。 この変更に伴う損益に与え る影響は軽微であります。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平 成19年 3月 31日以前に取得し たものについては、改正前の 法人税法に基づく減価償却の 方法の適用により取得価額の 5%に到達した事業年度の翌 事業年度より、取得価額の 5%相当額と備忘価額との差 額を5年間にわたり均等償却 し、減価償却費に含めて計上 しております。これによる損 益に与える影響はありません。	(1) 有形固定資産 同左 —
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損 失に備えるため、一般債	(1) 貸倒引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左
	(2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェ アについては、社内にお ける利用可能期間(5年) に基づく定額法 (3) 長期前払費用 定額法	(2) ソフトウェア 同左 (3) 長期前払費用 同左	(2) ソフトウェア 同左 (3) 長期前払費用 同左

	<p>権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、将来の支給見込み額のうち当期の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 当中間会計期間末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額の100%を計上しております。</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 退職給付引当金 当期末において従業員が自己都合により退職した場合の要支給額の100%を計上しております。</p>
--	--	---	---

	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5 ヘッジ会計の方法	(1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている場合は、特例処理を適用しております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 金利スワップ ヘッジ対象 借入金利息 (3) ヘッジ方針 金利の低減のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。 (4) ヘッジ有効性評価 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価 同左	(1) ヘッジ会計の方法 同左 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 (3) ヘッジ方針 同左 (4) ヘッジ有効性評価 同左
6 中間キャッシュ・フロー計算書(キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。	同左	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。
7 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっており、たな卸資産に係る控除対象外消費税等は販売費及び一般管理費に計上しております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間から、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,254,699千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間財務諸表は、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当中間会計期間から、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(支払手数料の表示方法について) 前中間会計期間まで「販売費及び一般管理費」の区分に含めておりました「手数料」については、金融諸費用としての意味合いが強くなってきたことから、当中間会計期間より「営業外費用」の区分の「支払手数料」に計上することといたしました。 なお、前中間会計期間の「手数料」は、3,714千円であります。</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,446,256千円であります。 なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い) 当事業年度より、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(企業会計基準委員会 平成18年8月11日 実務対応報告第19号)を適用しております。 これによる損益に与える影響はありません。 ・損益計算書 前事業年度において、営業外費用で表示しておりました「新株発行費」は、当事業年度より「株式交付費」として表示しております。 ・キャッシュ・フロー計算書 前事業年度において、営業活動によるキャッシュ・フローに表示しておりました「新株発行費」は、当事業年度より「株式交付費」として表示しております。</p> <p>(支払手数料の表示方法について) 前事業年度まで「販売費及び一般管理費」の区分に含めておりました「手数料」については、金融諸費用としての意味合いが強くなってきたことから、当事業年度より「営業外費用」の区分の「支払手数料」に計上することといたしました。 これにより、従来の方法に比較して「販売費及び一般管理費」は30,572千円減少し、「営業利益」及び「営業外費用」は同額増加しておりますが、「経常利益」及び「税引前当期純利</p>

—	<p>(固定資産税等の会計処理)</p> <p>賃貸収入が伴う販売用不動産の固定資産税等保有コストについては、従来、取得価額に含めて計上していましたが、当中間会計期間より売上原価として処理することとしております。この変更は、販売用不動産に係る賃貸収入が増加することが見込まれることから、賃貸収入に対応した固定資産税等保有コストを売上原価に計上し、収益と費用とのより適切な対応関係を図るためのものであります。この変更により、従来の方法に比べ、売上原価が5,862千円増加し、営業利益、経常利益、税引前中間純利益が同額減少しております。</p>	— 益」への影響はありません。
---	--	--------------------

表示方法の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表) 前中間会計期間まで区分掲記しておりました「前渡金」については、重要性が乏しくなったため、「その他」に含めて表示することといたしました。 なお、当中間会計期間の「前渡金」は、35,676千円です。</p>	<p>—</p>

(追加情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	(社債発行費の会計処理) 当中間会計期間において、不動産購入資金を社債発行によって、初めて調達することになったことに伴い、当該社債にかかる社債発行費は繰延資産に計上し、社債の償還期間にわたり、利息法により償却する方法によっております。 一括費用処理をする方法と比べて、「営業外費用」は、10,877千円減少し、「経常利益」及び「税引前中間純利益」は同額増加しております。	—

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 27,514千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 43,772千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 30,103千円
※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務	※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務	※2 担保に供している資産及びこれに対応する債務
(1) 担保に供している資産	(1) 担保に供している資産	(1) 担保に供している資産
現金及び預金 50,444千円	現金及び預金 50,490千円	現金及び預金 20,029千円
たな卸資産 3,332,745千円	たな卸資産 8,092,625千円	たな卸資産 5,684,052千円
建物 225,382千円	建物 575,078千円	建物 581,858千円
土地 455,880千円	土地 925,393千円	土地 922,141千円
計 4,064,453千円	計 9,643,587千円	計 7,208,082千円
(2) 上記に対応する債務	(2) 上記に対応する債務	(2) 上記に対応する債務
短期借入金 1,459,800千円	短期借入金 2,774,500千円	短期借入金 1,561,100千円
1年以内返済 予定長期借入金 252,455千円	1年以内返済 予定長期借入金 1,168,754千円	1年以内返済 予定長期借入金 1,397,178千円
長期借入金 1,950,067千円	長期借入金 4,409,981千円	長期借入金 3,261,187千円
計 3,662,323千円	その他(流動負債) 社債(銀行保証付無担保社債) 225,000千円 リース契約 9,482千円 計 8,612,718千円	計 6,219,465千円
※3 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※3 消費税等の取扱い 同左	—

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 190千円 受取配当金 64千円	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 932千円 受取配当金 74千円 雑収入 432千円	※1 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 781千円 受取配当金 64千円 雑収入 931千円
※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 53,969千円 株式交付費 5,126千円 社債発行費等 12,218千円 株式公開費用 15,958千円 支払手数料 20,267千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 94,145千円 株式交付費 159千円 社債発行費 6,523千円 社債利息 5,970千円 支払手数料 12,770千円 雑損失 563千円	※2 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 118,574千円 株式交付費 5,278千円 社債発行費 12,218千円 社債利息 3,783千円 支払手数料 30,572千円 雑損失 631千円 株式公開費用 15,958千円
※3 特別利益のうち主要なもの 違約金 6,809千円	※3 特別利益のうち主要なもの 貸倒引当金戻入益 422千円	※3 特別利益のうち主要なもの 固定資産売却益 50,708千円 違約金 6,809千円
※4 特別損失のうち主要なもの 貸倒引当金繰入額 571千円	※4 —	※4 特別損失のうち主要なもの 貸倒引当金繰入額 3,661千円 減損損失 2,230千円
5 減価償却実施額 有形固定資産 4,233千円 無形固定資産 575千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 13,668千円 無形固定資産 593千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 15,896千円 無形固定資産 1,151千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	15,648	1,140	—	16,788

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

公募増資による増加 1,000株

ストックオプションの権利行使による増加 140株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	—	—	—	—

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
			前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	
提出会社	第1回新株引受権	普通株式	2,544	—	—	2,544	318
合計			2,544	—	—	2,544	318

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,912	250	平成18年3月31日	平成18年6月29日

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	19,512	40	—	19,552

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

ストックオプションの権利行使による増加 40株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当中間会計期間末残高(千円)
			前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計						—	

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	24,390	1,250	平成19年3月31日	平成19年6月28日

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	15,648	3,864	—	19,512

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

公募増資による増加 1,000株

ストックオプションの権利行使による増加 320株

第1回新株引受権の権利行使による増加 2,544株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	—	—	—	—

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			前事業年度末	増加	減少	当事業年度末	
提出会社	第1回新株引受権	普通株式	2,544	—	2,544	—	
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計						—	

(注) 1 目的となる株式の数は、権利行使可能数を記載しております。

2 目的となる株式の数の変動事由の概要

第1回新株引受権の減少は、権利行使によるものであります。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	3,912	250	平成18年3月31日	平成18年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	24,390	1,250	平成19年3月31日	平成19年6月28日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 1,403,125千円	現金及び預金 1,384,774千円	現金及び預金 1,165,571千円
預入期間3か月超の定期預金 Δ 191,549千円	預入期間3か月超の定期預金 Δ 230,210千円	預入期間3か月超の定期預金 Δ 205,557千円
現金及び現金同等物 <u>1,211,575千円</u>	現金及び現金同等物 <u>1,154,564千円</u>	現金及び現金同等物 <u>960,013千円</u>

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																						
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため記載を省略しております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(借主側)</p> <p>①リース物件の取得価額相当額、減価償却額累計額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="496 488 912 750"> <thead> <tr> <th></th> <th>有形固定資産 (工具器具及び備品) (千円)</th> <th>合計 (千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>5,040</td> <td>5,040</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>504</td> <td>504</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>4,536</td> <td>4,536</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>②未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1" data-bbox="496 1014 912 1108"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,008 千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>3,528 千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,536 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。</p> <p>③支払リース料、減価償却費相当額</p> <table border="1" data-bbox="496 1346 912 1406"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>504 千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>504 千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>④減価償却費相当額の算定方法</p> <p>減価償却費相当額の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 		有形固定資産 (工具器具及び備品) (千円)	合計 (千円)	取得価額相当額	5,040	5,040	減価償却累計額相当額	504	504	中間期末残高相当額	4,536	4,536	1年以内	1,008 千円	1年超	3,528 千円	合計	4,536 千円	支払リース料	504 千円	減価償却費相当額	504 千円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>内容の重要性が乏しく、契約1件当たりの金額が少額なリース取引のため記載を省略しております。</p>
	有形固定資産 (工具器具及び備品) (千円)	合計 (千円)																						
取得価額相当額	5,040	5,040																						
減価償却累計額相当額	504	504																						
中間期末残高相当額	4,536	4,536																						
1年以内	1,008 千円																							
1年超	3,528 千円																							
合計	4,536 千円																							
支払リース料	504 千円																							
減価償却費相当額	504 千円																							

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)

時価評価されていない有価証券

内容	中間貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
金融債	1,997

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

時価評価されていない有価証券

内容	中間貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
金融債	1,994

前事業年度末(平成19年3月31日)

時価評価されていない有価証券

内容	貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
金融債	1,999

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
当社のデリバティブ取引には、特例 処理を適用しているため、該当事項 はありません。	当中間期末残高がないため、該当事 項はありません。	当社のデリバティブ取引には、ヘッ ジ会計を適用しているため、該当事 項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	提出会社	
	第1回	第2回
決議年月日	平成15年6月23日	平成15年6月23日
付与対象者の区分及び人数	従業員10名	取締役7名、監査役3名、従業員36名
株式の種類及び付与数	普通株式 60株	普通株式 1,140株
付与日	平成15年12月17日	平成16年3月15日
権利確定条件	付与日(平成15年12月17日)から権利確定日(平成17年6月23日)まで継続して勤務していること及び権利行使の時点において、当社社員の地位を有することを要します。	付与日(平成15年12月17日)から権利確定日(平成17年6月23日)まで継続して勤務していること及び権利行使の時点において、当社取締役、監査役又は社員の地位を有することを要します。
対象勤務期間	平成15年12月17日 ～平成17年6月23日	平成16年3月15日 ～平成17年6月23日
権利行使期間	平成17年6月24日 ～平成25年3月31日	同 左

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

① スtock・オプションの数

会社名	提出会社	
	第1回	第2回
決議年月日	平成15年6月23日	同 左
権利確定前		
期首(株)	—	—
付与(株)	—	—
失効(株)	—	—
権利確定(株)	—	—
未確定残(株)	—	—
権利確定後		
期首(株)	48	1,084
権利確定(株)	—	—
権利行使(株)	12	308
失効(株)	8	28
未行使残(株)	28	748

② 単価情報

--	--

会社名	提出会社	
	第1回	第2回
決議年月日	平成15年6月23日	平成15年6月23日
権利行使価格(円)	45,000	55,000
行使時平均株価(円)	350,434	352,926
付与日における公正な 評価単価(円)	—	—

(持分法損益等)

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

関連会社がないため記載しておりません。

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
該当事項はありません。	同左	同左

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 74,737円89銭	1株当たり純資産額 80,911円67銭	1株当たり純資産額 74,121円38銭
1株当たり中間純利益 12,716円94銭	1株当たり中間純利益 8,092円17銭	1株当たり当期純利益 21,201円53銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 10,562円54銭	潜在株式調整後1株当たり中間純利益 7,863円30銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益 18,060円68銭

(注) 算定上の基礎

1. 1株当たり純資産額

項目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	前事業年度末 (平成19年3月31日)
中間貸借対照表(貸借対照表)の純資産の部の合計額 (千円)	1,255,017	1,581,984	1,446,256
普通株式に係る純資産額(千円)	1,254,699	1,581,984	1,446,256
差額の主な内訳(千円)			
新株予約権	318	—	—
普通株式の発行済株式数(株)	16,788	19,552	19,512
普通株式の自己株式数(株)	—	—	—
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数(株)	16,788	19,552	19,512

2. 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
中間損益計算書上の中間(当期)純利益 (千円)	207,184	157,918	356,842
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	207,184	157,918	356,842
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—	—
普通株式の期中平均株式数(株)	16,292	19,515	16,831
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた中間(当期)純利益調整額の主要な内訳(千円)	—	—	—
中間(当期)純利益調整額(千円)	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株)			
新株引受権	2,456	—	2,179
新株予約権	867	568	748
普通株式増加数(株)	3,323	568	2,927
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含まれなかった潜在株式の概要	—	—	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	<p>重要な設備投資</p> <p>当社は、平成19年12月17日開催の取締役会において、設備投資として収益用固定資産（不動産）を取得することを決議いたしました。</p> <p>①目的 収益機会の多様化及び安定化を目的として取得するものであります。</p> <p>②設備投資の内容 区分所有建物及びその敷地共有持分 所在 神奈川県横浜市神奈川区 取得価格 520,000千円</p> <p>③設備の取得時期 売買契約締結日 平成19年12月20日 引渡予定日 平成20年2月29日</p>	<p>平成19年4月16日開催の取締役会において、無担保社債の発行を決議し、平成19年4月27日に発行いたしました。その概要は以下の通りであります。</p> <p>(1) 第5回無担保社債 ①発行総額 200百万円 ②発行価格 額面100円につき金100円 ③利率 年1.20% ④払込期日 平成19年4月27日 ⑤償還価額 額面100円につき金100円 ⑥償還期限 平成22年4月27日 (毎年2回金1,500,000円を償還、償還期日に残額全部を償還) ⑦資金の使途 運転資金</p> <p>(2) 第6回無担保社債 ①発行総額 150百万円 ②発行価格 額面100円につき金100円 ③利率 年1.92% ④払込期日 平成19年4月27日 ⑤償還価額 額面100円につき金100円 ⑥償還期限 平成22年4月27日 (償還期日に全額を償還) ⑦資金の使途 運転資金</p> <p>平成19年6月11日開催の取締役会において、無担保社債の発行を決議し、平成19年6月20日に発行いたしました。その概要は以下の通りであります。</p> <p>(3) 第7回無担保社債 ①発行総額 250百万円 ②発行価格 額面100円につき金100円 ③利率 初回利息期間に適用される利率 0.875% 第2回以降利息利息期間に適用される利率 基準利率から年率1.00%を差引いた利率 ④払込期日 平成19年6月20日 ⑤償還価額 額面100円につき金100円 ⑥償還期限 平成29年6月20日 (毎年2回金500,000円を償還、償還期日に残額全部を償還) ⑦資金の使途 運転資金</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第17期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）平成19年6月28日関東財務局長に提出。

(2) 訂正報告書

訂正報告書（上記有価証券報告書の訂正報告書）を平成19年11月2日に関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月20日

株式会社ラ・アトレ
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 代 清 和 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 和 巳 ㊞

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラ・アトレの平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ラ・アトレの平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

株式会社ラ・アトレ
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田 代 清 和 ⑨

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 和 巳 ⑨

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ラ・アトレの平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第18期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ラ・アトレの平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管している。